

議案第39号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月13日提出

日野町長 景山享弘

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の日野町税条例等の一部を
改正する条例を専決処分する。

平成28年3月31日

日野町長 景山享弘

税条例の改正が必要な理由と概要

1. 背景及び趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）等が、平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることによる法律改正に伴い、税条例等の一部改正を行うもの。

2 改正内容

（1）町民税の見直し

① 地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、消費税率（国・地方）10%段階において、法人町民税法人税割の税率を9.7%から6.0%（△3.7%）に引き下げる。（第34条の4）（適用期日 平成29年4月1日）

② セルフメディケーション（自主服薬）推進のための医療控除の特例の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、平成29年1月1日から平成33年12月31日の間に、所得税における措置とあわせて、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入する。

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で、その年中に支払ったその対価の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が88,000円を超える場合には、88,000円）について、その年分の総所得額等から控除する。（附則第6条）（適用期日 平成30年1月1日）

（2）固定資産税の見直し

① わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の対象の追加に伴い、固定資産税課税標準額から再生可能エネルギー発電設備に係る対象に応じた割合の軽減を行う。太陽光発電・風力発電・水力発電設備1/3、地熱発電・バイオマス発電設備1/2。（附則第10条の2）（適用期日 平成28年4月1日）

（3）町たばこ税の見直し

① 税条例第19条の改正「滞納金額の計算期間の見直し」に伴う所要の規定の整備等。（日野町税条例の一部改正条例の一部改正第2条中附則第5条）（適用期日 平成28年4月1日、一部平成29年1月1日）

（4）その他の主な改正（適用期日は原則 平成28年4月1日）

① 滞納金額の計算期間の見直し

期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる

更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する。（第19条、第43条、第48条、第50条）（適用期日 平成29年1月1日）

② 法律改正にあわせて改正

- ア 第18条の2「災害等による期限の延長」 法改正に伴う所要措置。
- イ 第56条 固定資産税の非課税の範囲の追加に伴う所要措置。
- ウ 第59条「固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告」 固定資産税の非課税の範囲の追加に伴う所要措置。
- エ 附則第10条の3「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」 耐震改修住宅について熱損失防止改修工事に係る添付書類の追加。

3 附則規定

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別途各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（経過措置）

別段の定めがあるものを除き、平成28年度以後の年度分の町税について適用し、平成27年度分までの町税については、なお従前の例による。

日野町税条例等の一部を改正する条例

(日野町税条例の一部改正)

第1条 日野町税条例(昭和45年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2~5 略</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2~5 略</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、</p>

当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定めるまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (4) 略
- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該

当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項、又は第19項の規定による申告書に限る。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (4) 略

提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の6とする。

(普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれに
係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について所
得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした
所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によ
り閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認め
た場合には、すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条
の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除くほか、直
ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうち
その決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不
足税額」という。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納
期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があつた
ときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同
じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6ペー
セント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととさ
れる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期
間については年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相
当する延滞金額を加算して徴収する。

(法人税割の税率)

第34条の4 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

(普通徴収に係る個人の町民税の賦課額の変更又は決定及びこれに
係る延滞金の徴収)

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税について所
得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした
所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によ
り閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認め
た場合においては、すでに第35条第1号ただし書若しくは第2号又
は第36条の規定を適用して個人の町民税を賦課していた場合を除
くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税
額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下次項におい
て「不足税額」と総称する。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納
期の数で除して得た額に第40条の各納期限(納期限の延長があつた
ときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌
日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6ペーセント(当該
不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日ま
での期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間につい
ては年7.3ペーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延
滞金額を加算して徴収する。

- | | |
|---|---|
| <p>3 所得税の納稅義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納稅義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納稅義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書(次項において「特定修正申告書」という。)を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納稅義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正(同項において「特定更正」という。)を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納稅通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、所得税の納稅義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達する</p> | <p>3 所得税の納稅義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納稅義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納稅義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納稅義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納稅通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p> |
|---|---|

までの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基くして変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の町民税の申告納付)

第48条 略

2 略

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号

(法人の町民税の申告納付)

第48条 略

2 略

3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による

の4様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の1

納付書によって納付しなければならない。

- 4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

6の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

6 略

7 略

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1

5 略

6 略

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の

月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算を基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付

翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算を基礎となる期間から控除する。

すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたとき(に限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る町民税の納期限より前である場合は、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法

償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で、幼稚園を設置するもの、医療法人(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)

律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で、幼稚園を設置するもの、医療法人(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。)に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2及び3 略

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

5 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。

附 則

第6条 削除

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2及び3 略

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

の1とする。

- 6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

11~14 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2~7 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

5~8 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2~7 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等	(5) 熱損失防止改修工事に要した費用
(6) 略	(6) 略
9 略	9 略

(日野町税条例の一部改正条例の一部改正)

第2条 日野町税条例の一部を改正する条例（平成27年日野町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正規定の一部を次のとおり改正する。

改正後		改正前
附 則		附 則
(町たばこ税に関する経過措置)		(町たばこ税に関する経過措置)
第5条 略		第5条 略
2 略		2 略
3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第98条 第1項 施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式	第98条 第1項 第34号の2様式 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条 第2項 施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式	第98条 第2項 第34号の2の2様式 平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式

第98条 第3項	施行規則第34号の2 の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第 48号の9様式
第98条 第4項	施行規則第34号の2 様式又は第34号の2 の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第 48号の5様式又は第48号の6様式

4～6 略

7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、町税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第19条 第3号	第98条第1項若し くは第2項の申告 書又は第139条第 1項の申告書でそ の提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項 の納期限
略		
第100条 の2第1 項	第98条第1項又は第 2項 当該各号	平成27年改正条例附則第5条第5項 同項
略		

8及び9 略

第98条 第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の <u>地方税法施行規則第 48号の9様式</u>
第98条 第4項	第34号の2様式又は 第34号の2の2様式	平成27年改正前の <u>地方税法施行規則第 48号の5様式又は第48号の6様式</u>

4～6 略

7 第4項の規定により町たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第19条 第3号	第48条第1項の申 告書(法第321条の 8第22項及び第23 項の申告書を除 く。)、第98条第 1項若しくは第2 項の申告書又は第 139条第1項の申 告書でその提出期 限	平成27年改正条例附則第5条第6項 の納期限
略		
第100条 の2	第98条第1項又は第 2項 当該各号	平成27年改正条例附則第5条第5項 同項
略		

8及び9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項の同項から前項まで	第9項の同項、第5項及び前項
略		
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
略		

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項の同項から前項まで	第11項の同項、第5項及び前項
略		
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
略		

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項から	第9項、第5項及び
略		
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
略		

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項から	第11項、第5項及び
略		
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
略		

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第7項の表以外の部分	第4項の同項から前項	第13項の同項、第5項及び前項
略		
第7項の表第100条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
略		
略		
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
略		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中日野町税条例第19条の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条、第48条及び第50条の改正規定並びに第2条中日野町税条例の一部を改正する条例（平成27年3月31日条例第22号）附則第5条第7項の改正規定（「、新条例」を「、町税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改める部分及び同項の表第19条第3号の項中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、」を削る部分に限る。）並びに次条第1項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (2) 第1条中町税条例第19条並びに第34条の4の改正規定及び次条第3項の規定 平成29年4月1日
- (3) 第1条中町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定 平成30年1月1日

（町民税に関する経過措置）

- 第2条 第1条の規定による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。
- 2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
 - 3 新条例第34条の4の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業

年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第5項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。